

いつもご愛読頂きありがとうございます。

I-GLOCAL ベトナム法令ビジネス情報 2020 年 3 月 19 日号をお送りします。

===== Index =====

▼ 法令情報

>>> 新型コロナウイルス感染症による査証・労働許可証申請への影響

■—法令情報—■

【労務】新型コロナウイルス感染症による査証・労働許可証申請への影響

=====◆◆◆◆◆

ベトナム政府ポータルサイトによると、3月17日付で首相府通知（第102号）が発出され、ベトナムでは以下の措置が取られることとなった。

3月18日午前0時から30日間、ベトナムに入国する者に対する査証発給を停止する。

3月18日午前0時から、査証免除者、ベトナム系の人や親族訪問者に対する査証免除書の保有者、その他特別な場合（たとえば専門家、企業管理者、高技能労働者）については、在住国の権限ある機関が発行する新型コロナウイルス感染症が陽性でないことを証明する証明書を持ち、かつ、この証明書についてベトナムによる承認を得なければ、ベトナムに入国できない。上記の措置は、外交又は公用目的で入国する者には適用されない。

事実上、健康な人や入国だけを目的とした場合には検査が受けられない状況であり、陰性の証明書を入手できない可能性が高い。ベトナムが認める証明書の定義も不明なため、ベトナムへの入国が極めて困難となると考えられる。そのため、ベトナムへの渡航を予定している方は、中止や延期を検討するなど十分にご注意いただきたい。当該証明書の要件については、判明次第お知らせする。

ベトナム外務省によれば既に発給されている査証（シングル・マルチを問わず）は引き続き有効であるが、当該査証を利用して入国する際にも上記の陰性の証明書が求められる。本日時点では、既に入国済みだが保有しているビザの有効期限が迫っている場合については、出国せずに査証の延長手続きができています。

また、ホーチミン市、Dong Nai、Ba Ria - Vung Tau 省等では労働許可証の新規発行が一時

停止されている。ただし、2020年3月12日より Dong Nai 省労働局は以下の条件を満たした日本人に対しては、新規労働許可証の発行を再開している。

- 1) 感染した地域へ行っておらず、感染した人に接触しなかったことについて誓約書を提出できる。
- 2) 出入国履歴確認のため、パスポートと査証の原本を提示できる。
(公証済みコピーで対応する場合には、全ページの公証コピーを提出する必要がある)
- 3) 政府の規定に従、職場と居住場所で隔離を実施した証明書がある。

状況は日々変わっているため、新しい情報があれば次回の送信で共有させて頂く。

■—————I-GLOCAL からのお知らせ—————■

書籍『これからのベトナムビジネス 2020』を1月31日に発売いたしました。

http://www.i-glocal.com/vietnam_business_2020/

弊社代表蕪木らが執筆した『これからのベトナムビジネス 2020』が東方通信社より発売になりました。

本シリーズ第二弾として、最新のベトナムビジネスの動向とポイントを日本企業へのロングインタビューも交えてご紹介しています。

ベトナムビジネスの入門書となる一冊です。ぜひご一読ください。

(Amazon 予約ページ) : <https://www.amazon.co.jp/dp/4924508292/>

Copyright I-GLOCAL CO., LTD. All Rights Reserved.
